

○公立大学法人大阪における大阪府情報公開条例の施行に関する規程

平成 31 年 4 月 1 日

規程第 12 号

公立大学法人大阪が管理する法人文書(大阪府情報公開条例(平成 11 年大阪府条例第 39 号)第 2 条第 3 項に規定する法人文書をいう。)に関する大阪府情報公開条例の施行については、大阪府情報公開条例施行規則(平成 12 年大阪府規則第 226 号)第 2 条第 4 項及び第 5 項並びに第 4 条第 3 項第 3 号ハ及び第 5 項第 3 号ハの規定を除くほか、大阪府知事が管理する行政文書の例による。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。